

Rightsニュース No.20

発行日／2008年5月1日 発行編集人／菅源太郎 発行所／特定非営利活動法人Rights
 〒104-0061 東京都中央区銀座8-12-11第2サンビル5階 (株)第一総合研究所内 TEL&FAX：03-3248-8208
 郵便振替口座：00110-1-550395「ライツ」 URL：http://www.rights.or.jp/ E-Mail：info@rights.or.jp

18歳選挙権は国会の意思との見解を表明 —総務省公開ヒアリング報告—

NPO法人Rights代表理事 菅源太郎

6月6日(金)に国会で総務省公開ヒアリングを行いました。これは18歳成人・選挙権に関する国会学習会の第1回として大河原雅子参院議員の協力のもとにRights(ライツ)が主催したもので、大河原議員のほか山内康一衆院議員(自民)、小宮山洋子衆院議員(民主)など国会議員4名や秘書、総務省から嶋一哉自治行政局選挙部選挙課課長補佐など、日本青年団協議会などNPO関係者のあわせて20名が出席しました。総務省からは国民投票法附則によって18歳選挙権は国会の意思として法律に示されていて、その是非については議論する余地がないとの見解が表明されました。



総務省の説明

1. 体制 国民投票法で具体的に例示された民法と公職選挙法のうち、民法は法制審議会民法成年年齢部会で議論を開始している。国民投票法の所管官庁として、どのような体制で公選法の年齢規定を検討しているか(選挙制度審議会諮問の是非など)教えてほしい。

国民投票法附則3条で「年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう…必要な措置を講ずる」と規定されている以上、すでに少なくとも選挙権年齢については引き下げる方向性が国権の最高機関たる国会の意思として法律に示されている。公選法を所管する選挙部で検討していて、民法の成年年齢や刑事法での取り扱いなど法律全般との整合性が確保される場合には所要の準備を行っていく。したがって改めて審議会への諮問や研究会の設置は考えていない。

2. 日程 内閣「年齢条項の見直しに関する検討委員会」では関係法令を所管官庁ごとに検討して遅くとも2010年の通常国会に関連法案を提出することを確認している。法制審議会は1年程度で答申する見込みだが、いつを目途に検討しているか教えてほしい。

法制上の措置についての対応方針は2009年春から夏を目途に、内閣官房のスケジュールに間に合うよう検討したいと考えている。

3. 対象 対象は選挙権年齢のみか被選挙権年齢を含むか教えてほしい。

基本的に各党・会派での議論が必要と考えている。国民投票法案の提出者から「被選挙権も政治的に議論の対象になっていく」との国会答弁があったので、国会や各党・会派で政治的に議論となれば必要な検討を行っていく。

4. 世論調査 世論調査の実施を考えるか。その場合は期間・規模・対象を教えてほしい。とくに18歳・19歳のみならずさらに低年齢を対象にした調査(1971年の自治省選挙権年齢調査は16歳以上)は考えるか。

すでに少なくとも選挙権年齢については引き下げる方向性が国権の最高機関たる国会の意思として法律に示されているので、現時点では選挙権年齢の引き下げについては考えていない。国会における調査・審議、各党・会派の議論を踏まえて、必要な状況となった場合には実施する。

5. 国民投票法との関係 国民投票法附則3条1項の「必要な法制上の措置を講ずる」は18歳選挙権への公選法改正を意味すると考えるか。

附則3条2項による経過措置が解除されるための必要な法制上の措置の内容は国会で判断されるべきものだが、規定内容や国会審議から少なくとも選挙権年齢の引下げに関する公選法の改正は含まれている。

6. 民法などとの関係－「成年」の定義 選挙権を保障する憲法15条3項の「成年」は年齢を定めていないが、公選法が民法4条の「成年」を下回る（未成年者の）選挙権年齢を規定するのは可能と考えるか。※法制審議会でも言及されている。裁判員法のように選挙権と連動する法律はどう考えるか。

公選法の選挙権年齢が民法の成年年齢を下回るような法律案を提出することを前提に検討したことはない。したがって可能かどうかについて現時点で確たる見解はない。国民投票法の提出者から「公選法の選挙権年齢と民法の成年年齢は密接不可分」との考え方が示された。国会において議論されるのではないか。なお裁判員法は所管の法務省が制度趣旨から検討する。

質疑応答・意見交換

はじめに法制審によって民法の成年年齢が引き下げられない場合の対応に質問が集中しましたが、総務省としては、国民投票法の提出者は民法が密接不可分な関係にあるとして両方下げを念頭に制度設計しているの、改めて国会で公選法の選挙権年齢のみを引き下げるか議論するだろう。国会の議論を踏まえるので役所が理屈の積み上げるのは難しいという答えでした。



つづいて法制審が民法の成人年齢について来春に答申すると、総務省の目途である来年春から夏までの時間が短いため、内閣官房のスケジュールに間に合わないのではないかと質問でしたが、これには附則3条の規定から選挙権年齢引き下げの是非から検討する余地はなく、選挙制度審議会は必ずしも必要ない。総務省所管の法令では地方自治法や公選法の罰則規定と少年法の関係などが課題になるとの答えでした。

その後の意見交換では、国民投票法を制定した国会の責任を果たすために、超党派議員による枠組みづくりや国会での議論の充実について積極的な意見がつけました。あわせてNPO関係者からは政治教育の充実が急務との指摘を受けました。総務省と文部科学省の連携には環境教育のような法律が必要かもしれません。

最後にRightsから国会で議論する環境を整備するために、第2回学習会は今秋の臨時国会会期中に社会学者を迎えて実施したいとの考えが示されて会を閉じました。

地方選挙権は地方で決める

－構造改革特区第13次提案－

NPO法人Rights副代表理事・市川市議会議員・東京財団研究員 高橋亮平

昨春の国民投票法の成立によって2010年の18歳選挙権実現が正念場を迎えています。一方で2000年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止され、その後の三位一体改革などで地方分権に注目が集まっています。ところが従来の議論は国の執行権の移譲であり、その中でも財源移譲については十分ではなく、市町村合併などの自治体再編も国の求める移譲の受け皿づくりでしかありません。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の移譲が分権改革の中心課題になると考えられます。

すでに私たちは2001年に、選挙権年齢の引き下げ等に関する法律案骨子で「都道府県・市区町村の選挙権・被選挙権年齢は、公職選挙法の年齢を下回る年齢を各自治体の条例で規定できる。（公職選挙法）」との主張をまとめました。ドイツでは5州で地方選挙権を16歳に規定するとともに、日本では市町村合併を背景に制定された未成年住民投票条例が144市町村に上っています。「民主主義の学校」である地方自治を若者が体験をつうじて学ぶ仕組みをつくることが期待されます。そこで民主主義の基盤である選挙（権）を焦点に、構造改革特区第13次提案に「地方選挙権・被選挙権年齢を地方で決める特区」を選挙権年齢と被選挙権年齢の2項目に分け、次のように提案しました。

今後は超党派の地方議員連盟を設立して、(1)特区の一斉提案、(2)各自治体議会で特区提案や未成年から参加できる常設の住民投票条例制定などを求めて一斉質問、(3)公職選挙法改正を求める申し入れやイベントなどを呼びかけ、そのための(1)特区提案の方法・内容の情報提供、(2)未成年住民投票条例の制定状況・内容に関する情報提供、(3)各自治体議会の議事録や資料の情報提供を実施していく予定です。

要望事項（事項名）

地方公共団体の議員および長の選挙権年齢を、当該地方公共団体の条例で公職選挙法を下回る年齢に規定できる。

求める措置の具体的内容

公職選挙法第九条に次の一項を追加する。地方公共団体は、第二項に規定する議会の議員及び長の選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。

地方自治法第十八条に次の一項を追加する。地方公共団体は、前項に規定する議会の議員及び長の選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。

具体的事業の実施内容・提案理由

①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で選挙権年齢を20歳から引き下げられるようにする。全国で18歳以上になると約269万人、16歳以上になるとさらに約252万人の有権者が増え、若者の意見を政治に反映させることができ、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かしたまちづくりにつながる。

②2007年5月に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）は投票権年齢を18歳にするとともに、2010年までに公職選挙法（選挙権）や民法（成年）の年齢引き下げなど「必要な法制上の措置を講ずる」としている。

③世界189ヶ国・地域のうち166ヶ国・地域（87.8%）が18歳で選挙権を保障している。G8は日本以外、OECD30ヶ国は日本と韓国（19歳）以外が18歳である。ドイツなどでは州単位で選挙権・被選挙権年齢を定めていて、5州で16歳以上に地方選挙権を保障している。

④住民投票条例の投票年齢要件を18歳以上・15歳以上・12歳以上など未成年者に保障する地方公共団体が2005年現在で144市町村まで増加した。

⑤2000年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたが、法執行や徴税といった国にある権限や財源の地方移譲にとどまる。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の委譲が分権改革の中心課題になる。

要望事項（事項名）

地方公共団体の議員および長の被選挙権年齢を、当該地方公共団体の条例で公職選挙法を下回る年齢に規定できる。

求める措置の具体的内容

公職選挙法第十条第一項に次の一号を追加する。地方公共団体は、前四号に規定する議会の議員及び長の被選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。

地方自治法第十九条に次の一項を追加する。地方公共団体は、前三項に規定する議会の議員及び長の被選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。

具体的事業の実施内容・提案理由

①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で被選挙権年齢を25歳（30歳）から引き下げられるようにする。全国で25歳以上から20歳以上になると約731万人、18歳以上になるとさらに約269万人増え、若者の意見を政治に直接反映させることができ、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かしたまちづくりと地方政治の活性化につながる。また、たとえ立候補しても議員や長に就くかどうかは厳密に民意の選択に委ねられている。

②世界191ヶ国・地域のうち110ヶ国・地域（57.6%）が21歳で被選挙権を保障している。G8ではイギリス・ドイツ・カナダなどが18歳で、ドイツでは10代の国会議員が誕生しているほか、アメリカでも地方によっては18歳で10代の市長・町長などが誕生している。

③2000年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたが、法執行や徴税といった国にある権限や財源の地方移譲にとどまる。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の委譲が分権改革の中心課題になる。

選挙権・被選挙権年齢をめぐる終戦直後の国会論戦

—国会会議録を読む—

NPO法人Rights代表理事 菅源太郎

前号で、敗戦直後に新憲法を制定する国会議員を選ぶ総選挙にむけて、選挙権年齢を引き下げた衆議院議員選挙法改正案についての国会論戦を紹介しました。今号は、新憲法で誕生する参議院議員選挙法案での衆議院とは異なる被選挙権年齢をめぐる論戦に注目して会議録を読んでみましょう。

提案理由説明

○大村清一内相 選挙権及び被選挙権に付てであります、先づ選挙権に付きましては、新憲法第十五條には「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。」と規定してあり、衆議院議員並に地方議会の議員及び地方公共団体の長の選挙に付きましては、既に年齢二十歳以上の日本国民は、一定の缺格條項に該当するものを除き、男女を問はず等しく選挙権を有することとせられて居るのであります、参議院議員の選挙権に付きましても、其の範囲を衆議院議員の選挙の場合と同一に致し、衆議院議員の選挙権を有するものに對して總て之を認めることと致します<略>、被選挙権は前にも申述べましたやうに、衆議院に對して参議院を異質的なものたらしめると共に、参議院の性格に相應しい分別と經驗を特に保たしめる爲に、日本國民で年齢三十年以上の者に之を與へることと致して居るのであります、

(第91回国会貴族院本会議・1946年12月4日)

あくまでも参議院を衆議院とは異なる一院として構築したいとの意思から、被選挙権年齢を「分別」「經驗」を考慮して30歳としたことが読み取れます。

参議院の選挙権年齢

○吉田久議員 此の二十歳に達した青年の男女に依りまして、参議院と衆議院とが、其の職能に於て異なるものあることを認識致しまして、其の選挙権を間違ひなく行使して過ちがないであらうかどうかと云ふことに付ては甚だ疑はしいのであります、二十歳に達した青年の男女と云ふ者は、まだ世の中のことは能く分つて居らないのであります、其の分つて居らない所の若輩、青年に付きましては、今申しました参議院の議員と衆議院の議員との職能の異なるものあることを認識して、それに付て適當なる分別を付けてと云ふことはどうもむづかしいと思ふのであります、此の分別が付きましますのは三十位にならないと起り得ないのではないかと本員は考へます、そこで政府は二十歳の衆議院の選挙年齢を、参議院の選挙年齢に付ては今少し引上げる意思はないかどうかと云ふことを先づ御伺するのであります

○大村清一内相 公務員の選挙に付きまして如何なる方法を採用すべきか、又年齢は如何なる所に限界を置いたら宜いかと云ふ點に付きましては、是は新憲法の御審議の際に、兩院に於て御論議の上、十五條第三項に持つて参りまして、「成年者による普通選挙を保障する」と云ふことに相成りましたので、之に依りまして法律的には解決をされて居ることとありまして、参議院議員選挙法に於きまして、成年者と云ふ以外に定めることは出来ないと思ふ關係になつて居ると考へるのであります、唯我が國の國民の状況と致しまして、二十歳程度の者に選挙権を與へましては、それが十分な行使が出来ないと云ふ心配は確かにあると思ひます、是は今後教育に依り、又学校教育に依り、社會教育に依り、或は又政治訓練に依りまして、選挙に對しまして、完全な

る選挙権の行使が出来るとやうには大いに努力をしなければならぬ點であることは、私も誠に御同感に存するのであります

(第91回国会貴族院参議院議員選挙法案特別委員会・1946年12月6日)

参議院選挙法は貴族院先議で論戦が始まっています。貴族院では参議院の選挙権年齢が衆議院と同一の20歳であることに抵抗が強いですが、すでに公布された憲法にしたがい「成年者」の選挙権保障には議論の余地がないとの答弁です。そのうえで学校教育や社会教育をつうじた完全なる選挙権行使に努力することに触れています。

参議院の被選挙権年齢

○織田信恒議員 新しく出来まする参議院が衆議院と特色をどうして持たせたら、どう云ふやうにしたら特色を持たせることが出来るかと云ふことは、矢張り一應四十三條の精神から眺めて見ますと、矢張り被選挙権の……選挙権の方でなく、被選挙権の場面に於て或制限を加へる、斯う云ふ行き方以外に特色を持たせる方法はないのだらう、そこで被選挙権の方面に差別を付けて考へて行くと云ふと、今迄質問者の御議論になりますやうに、此の年齢と云ふものは重要な一つのポイントになると思ふのであります、でありますから、此の年齢と云ふものは唯数字的な簡單なものとして見ないで、茲にもつと熱心に、深切に此の年齢と云ふものを御熟考を願つて置いた方が宜いのぢやないかと思ひます、大體此の参議院法は、運営方面で以つて適當な道を考へて行かねばならないのぢやないかと、思つて居ります、此の度の原案にもありますやうに、参議院の議員の性格を、半ば以上は地方別に出させる、其の後は全国的に出させる、是は又一つの宜い考へだらうと思ひます、そこで此の地方別に出て来る議員の方々は、年齢が三十と云ふことに致しまして、是は参議院としても、或程度矢張り年の若い人も包容して置くことが、思想的に、將來の参議院と衆議院と結ぶ點から言つても宜いことだと思ひますから、此の地方的に出て来る年齢を三十として置きますことは、是は必ずしも私悪いことでないと思つて居ります、併し此の地方別に出て来るのはどうしても一般論としましては、矢張り地域代表の性格がそれに認められるのであります、矢張り其の地方々々の利害と云ふものを最も熱心に主張される方が、是等に依つて代表されて来るのだらうと思ひます、其の時に後に残りました全国的の此の百名の議員と云ふものが、其の意見を、全體の奉仕者と云ふ立場から其の意見を纏めて、以て全般的に廣く之を纏めて行くと云ふ作用が、必ず將來そこに行はなければならないのだらうと思ふのであります、さう云ふやうなことを考へますと、年齢は地域別の方は三十でありますも、全國一般的の年齢は、それは又別に上げて私は宜いのではないかと、假に地域別の方は満三十歳以上としましたならば、全國的の方を

四十歳にして、斯う云ふ風にして分けることに於て、却て最初から二つの種類を分けた、詰り全国的と地域的に分けました其の精神に却て添ふのではないか、殊に今迄の御議論を承つて居りますと、審議會等に於ては、四十歳と云ふ数字が最初出て居ったやうであります、是も唯腰だめと言へば腰だめかも知れぬせが、矢張り常識的の根據から四十歳と云ふことが主張されたのだらうと思ひます、政府御當局も是には十分なる敬意を拂つて、慎重考慮されたと云ふので、此の四十歳と云ふものは必ずしも空漠たる数字ではなく、相當日本の慣習其の他から見た、廣い常識の上に立つた数字が自らそこに初め出たのだらうと思ひます、是は根據のない数字では私はないと思ひます、自然此の四十歳と云ふ数字を、唯無意味に三十歳に全部引下げると云ふことは、果して妥當かどうか、<略>それで矢張り練達堪能の士を求め、又地域的に色々意見が相分れた時に、參議院の内部に於て運営上又全般的に総合的にそれを纏めて行かれる作用等を想像して見ますと、全国的の議員の年齢は地方的のものより十歳上げまして四十歳、斯う云ふやうに考へることは私は決して不自然でもなく相當理由が其處にあるものだと思ひます、政府御當局の御意見は如何でありますか伺ひたい

○大村清一内相 次に御尋になりました地方選出議員と全国選出議員とに於きまして被選挙資格の年齢に區別を設けてはどうかと云ふ點でございますが、實は此の參議院議員選挙法の立案に當りまして、全国議員、地方議員と云ふ二つに區分を致します以上、選挙の手續等に於きまして或程度の差を設けなければならぬことは當然でございますが、此の兩者に區別しますに伴ひまして必然的に差別をしなければならぬ取扱は致したのでありまするが、併し態度と致しましては、出来るだけ兩者の議員の取扱は可能の最大限度に於きまして同一に扱ふことが適當であると云ふ政府の見解の下に、總ての立案が其の線に沿うてなされて居ると思ふのであります<略>年齢の點に付きまして、地方議員と全国議員との間に於きまして、被選挙資格に差別を致しますことは適當でなからう、是は一律に扱つた方が宜しいといふ見解を以ちまして之を立案致した次第であります、只今織田子爵から御發言になりました考へ方も確かに成り立ち得る問題だと思ひまするが、政府の立案の態度は只今申しますやうな次第でありまして、従つて年齢の點に於きましては兩者を區別しないといふことに致して居る次第であります

(第91回国会貴族院參議院議員選挙法案特別委員会・1946年12月6日)

貴族院では30歳の被選挙権年齢にも抵抗が強いよう
で、ここで見るように地方区は30歳・全国区は40歳と
いう考え方も主張されますが退けられています。

○原健三郎議員 私どもの考える所では、わずかに被選挙権を三十歳くらいに上げても、こんなものは何にも異質的なものにはなっていないと言わざるを得ないのであります、といつて、何も選挙年齢を四十歳、五十歳に引き上げるといふのではないのであります、現在の衆議院議員を見ましても、だいたい二十歳臺の代議士というものは非常に少数であります、だから實質的には被選挙権は三十歳くらいになつておると言うてもよいことは、衆議院議員の選挙の結果を見てもわかるのであります、それで提案趣旨の説明において、被選挙権を三十歳にしたから異質的なものに參議院がなつておるといふ考えは、私は非常に間違つておると思ひます、それでむしろ實質的な所から言うならば、そういう單なる觀念的に異質的なものにしたいといつても、實質的にはならないものでありますからして、よろしく被選挙権というものは、衆議院議員の被選挙権と同じ年齢にした方がむしろよいのじやないか、五歳くらい變え

たつて、變りばえがしないと思ひます、その年齢のことについて一應お聴きたいのであります、むしろ被選挙権なんかは、三十歳に引き上げてでも變りばえがしないのでありますから、衆議院と同じ年齢にしておいた方がよいではないかと思うのでありまするが、この點はどうであるか、ちよつとお伺ひしたいのであります

○郡祐一内務省地方局長 被選挙権の年齢は、考え方といたしましては、これは制限をおきませずに、むしろ有権者の自由なる判断によつて、當該の議院の議員といたしまして最も適切なりと信ずる者を選ばせるというようなことは、確かに理窟の通つた論理である、さような見地から申しますならば、かりに被選挙年齢に差を設けませんでも、候補者を推薦支持いたします政黨その他の團體において、或は國民有権者の自覺も、參議院に適當な人を參議院に送る、衆議院に適當な人を衆議院に送るといふ考え方をいたしますならば、立派に適當な人が選ばれるということは申せるかと思ひます、しかしながらよき意味の保守性というものを第二院にもたせませうというためには、なんと申しましても、年齢というものは重要な要素だと考へるのであります、しかし立法例におきましても、各國におきまして第一院と第二院との年齢に、いずれも差異を設けておりますし、地方制度におきましても、府縣知事の被選挙年齢と、議員の被選挙年齢とは、やはり三十歳と二十五歳との差を設けております、被選挙年齢は三十歳とか二十五歳とかありましても、それは選ばれる人間というものは、いずれも衆議院議員の平均年齢が五十一歳というような工合に、その限度よりは相當高まつたものであることは事實でありますけれども、しかしながら制度それ自身におきましても差を設けますといふことは、これはお説では大した意味がないというお話でありましたけれども、私どもはやはり相當意味のあることではなからうか、年齢というものが、なんと申しましても人間の思想の圓熟さ、分別經驗の程度というものを現わすものである以上、これによつてよき意味の保守性というものを保つといふことは、やはり必要なことではなからうか、かように考へておるのであります、従いまして、著しく年齢を高めることについては、適當とは存じませぬけれども、地方制度の例によりまして、府縣知事と合議體の議員との差について設けております程度のものは、やはり參議院と衆議院との間には、どうしても必要であると思ひます

○原健三郎議員 衆議院の方では被選挙年齢が二十五歳で、參議院が三十歳ということになるわけですが、わずかに五歳くらいの年齢の差をもつて、參議院が衆議院と異つた、いわゆる異質的なものにしようと考えられることが、私はそもそもおかしいものであると考へるのであります、年齢の違いで、或る程度いろいろ思想的な考への違いのあることは私認めますが、わずかに五歳くらいの差をもつて、それほど參議院と衆議院との異つた議員—今政府のお言葉による、よい意味の保守性を保つた人か出るということは考へられないのであります、この點をもう一つ御答辯願いたないのであります

○郡祐一内務省地方局長 前提といたしまして、年齢に差を設けることが、第一院と第二院との性格に差を生じさせることに、適當であらうかどうかであらうか、この點に相なりますならば、それのみが參議院の性格を完全に現わすとは申せませぬけれども、年齢の差というものは、ほかのいろいろな差別よりも一番明瞭に、第一院と第二院の差異を現わす要素ではないだらうか、また各國の立法例によりまして、いずれも年齢に差を設けておるといふことは、年齢というものが、さような働きをするということを現わしておるものであるし、現在被選挙年齢と選挙年齢とについて、わが國の帝國議會なり、地方議會なりが、やはりそれぞれ差を設けておる、もし年齢に差を設けることがさし

て意味がないといたしますならば、選挙年齢を二十歳とし、被選挙年齢を二十五歳とする、それもその差をおく意味がないということに相なりますが、しかしながらこれはやはりその差があるということに、私は意味があると存するのであります、さようにいたしますならば、次ぎには年齢の差を設けるのに、五歳程度で十分であろうかどうか、この点に相なりますならば、若干の疑問があると思うのであります、たとえばデンマークにおきましては、第一院が二十五歳であり、第二院が三十五歳である、ベルギー、フランスにおきましては、第一院が二十五歳第二院が四十歳であるというような、相当の開きを設けておる例もあります、しかしながらアメリカの場合のように、第一院を二十五歳、第二院を三十歳、ハンガリーのように第一院を三十歳、第二院を三十五歳というような、五歳程度の差に止めておるのもあるのであります、それで二十五歳の第一院の被選挙年齢をそのままにしておきまして、三十五歳が適当であろうか、三十歳が適当であろうか、両院の異質性を強く出しますためには、なるほど年齢を相当開きを設けた方がより明瞭に差は出て来るかも知れない、しかしながら同時にまた保守性と申しまして、相当高い年齢でなければ、参議院議員に選び得ないということも、いささか保守的に過ぎるのではないであろうか、従いまして差を存するというには、相当深い意味がある、しかしながら同時にまた参議院の方を著しく高めるとすることは、他の意味から支障が起つて来る、かような両方の考え方をつき合わせまして、三十歳という工合に落ちついた次第であります、お話のうちにございましたけれども、その程度の差というものでも、私どもは十分意味があるものだという工合に考えております

(第91回国会衆議院参議院選挙法案
委員会・1946年12月21日)

○野坂参三議員 年齢の問題ですが、この第四條に被選挙権は年齢三十年以上と書いてあります、これを衆議院の方は二十五年以上、こちらは三十年以上とありますが、どうしてこの五年の差を設けたかという点であります、この根拠はどこにあるかといえ、恐らく憲法の第四十三條に「兩議院は全國民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」つまり「全國民を代表する」というふうに書いてあります、これを本にして第四條が生まれて、年齢三十歳、これは同じく衆議院の方にも適用されるものだと思います、衆議院の方も二十五歳で全國民を代表する、當然参議院も國會の一つとして全國民を代表しなければならぬ、そうした場合において、一體五歳という年齢の差をどうして設けたか、二十五歳から三十歳までの人は、ここでは選挙されないということでもありますか、それだけのものは全國民を代表しないということになると、その差ですね、この点についての説明を願いたい

○郡祐一内務省地方局長 まず全國民を代表するという意味は議員は全國民の利益について考えるものでありまして、有権者は自分で選ぶものの委嘱を受けるものではないという、選挙に關する基本的な思想を現わしておる所に、意味があると存するのであります、従いまして年齢をいかように制限いたしましても、それは全國民を代表することに、なんら差はないものと存じます、ただ被選挙権の年齢をいかに定むべきかということは、これは衆議院の場合、参議院の場合、すべてを通じましていろいろ考えがなり立つものであります、選挙権の方は、選挙権を行使するという一定の必要のために生まれて来るのであるから、これには制限を置く必要がある、しかしながら被選挙権の方は、有権者が参議院なり衆議院なりに、最も適格だと信

ずる者を選ばばよろしいのであるから、被選挙権の年齢制限は不要であるという論も、なり立つと思うのであります、しかしながらこれは考え方によるのでありまして、選挙権、被選挙権の年齢のごときものは、これは多くの國の立法例でも設けておりますように、極くわずかな國が選挙権と被選挙権とを同一にしておりますけれども、立法例の多数は選挙権と被選挙権とには差を設けております、また多くの國の立法例が、被選挙年齢の中で、第一院と第二院の年齢を區別いたしております、さような意味合で、先ほどの御質問でも抑制という言葉についてお尋ねがりましたが、北さんが仰しやられましたようにチェック・アンド・バランスでありまして、これは普通の書物などに、抑制機關という言葉を通じて普通にも使うものですから、第二院の第一院に對する抑制機關であるという言葉、普通にも使いますために、大臣もさように申しているのでありまして、抑制という日本語それ自身も、あまり適当な日本語ではないと思えますけれども、とにかくさような意味合で、第一院の定めする所に對して、第一院が失當な措置を講じたと考えます時に、これを矯正いたし、或は間接に反省を促すというのが、第二院の性格であると前提をいたしますならば、第二院の方は第一院よりも、これは私はよき意味の保守性というような言葉で申しておりましたが、進歩的な面で、或は建設的な面で缺くる所がありまして、第二院の議員は第一院よりはより手堅いと思えます、過誤を犯しにくい、熟慮する性格を持つというような面を、第二院の議員にはもたせるべきものである、かような見地が第一院と第二院の年齢を、いずれの國でも差別を設けている所だと思っております、しかしてその差別の設け方は、第一院に比べまして、第二院の方を十五年くらい高くしている例もございます、十年の例もございます、五年の例もございます、十五年の例は、チェコスロヴァキヤは第一院の三十年に對して第二院が四十五年であります、それからフランスは、第一院が二十五年で第二院は四十年、十五年の開きをもつております、ユーゴスラヴィアは、第一院三十年、第二院四十年、かような例がございます、しかしながら、多くの國におきましては、常に第二院の方は第一院よりも年齢を高くしております、しかしながら、著しく第二院の年齢を高くいたしますということは、保守的な性格をあまりに強くする結果、新憲法の運用に、かえつて支障を來すのではないだろうか、一定の社會的経験を積み、しかも必要な思慮分別を備え、これはなんと申しますか、最も端的に捉えますのは年齢であります、年齢の点において若干高める、しかしその高め方を、なるべく第一院との差を少ない所に決定いたしたい、かような考え方で三十年といたしておる次第であります

(第91回国会衆議院参議院選挙法案
委員会・1946年12月23日)

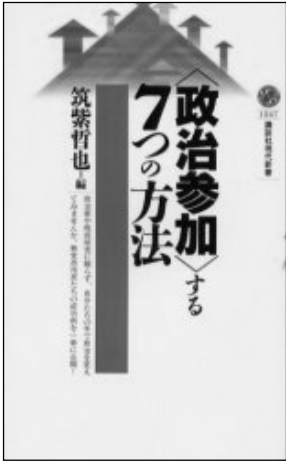
すでに新しい選挙制度による総選挙で選ばれた衆議院では、貴族院とは逆に若手議員や野党議員が衆議院と同じ25歳の被選挙権を求めているのは興味深いです。

これに對して内務省は有権者の選択を理由とする被選挙権の年齢制限不要論に言及したうえで、海外の選挙権と被選挙権および第一院と第二院の年齢差の具体例や、すでに決まっていた都道府県知事(30歳)と議員(25歳)の年齢差を挙げて詳しく説明しています。保守系議員には主に西側諸国、共産党議員には主に東側諸国の例を挙げていますのは偶然でしょうか。

このように終戦直後の論戦には今日につながる内容が示されてます。詳しくは帝国議会会議録検索システム(<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>)をご参照ください。

本の紹介

若者の政治参加や政治教育をめぐって近年刊行された単行本を順次紹介します。興味のある方は執筆にご協力をお願いします。



筑紫哲也編

『＜政治参加＞する7つの方法』

(講談社現代新書・2001年・税込714円)

第1章 情報公開が政治を変える／第2章 住民投票が市民を鍛えるー吉野川河口堰をめぐって／第3章 住民投票は"民主主義の実験"である／第4章 公開討論会のすすめ／第5章 インターネットと勝手連ー長野県知事選の舞台裏／第6章 NPOという新しい「公」／第7章 女性を政治の場へ!ー「WIN WIN」の試み／第8章 投票権と「選挙に行こう勢!」

政治に関わる手段は決して政治家になるだけではない。かつてはデモ行進という方法があったが、市民と政治の距離感が変わっていった。その変わった距離感をいくつもの切り口でまとめたのがこの本である。

住民投票、情報公開、公開討論会は平成になってから大きく取り上げられ、そして市民と政治の距離を近づけるのに大きく貢献している。

ただ、ここで取り上げられた手法は、中央から地方へと一巡し、今改めて読み返すとこの本が発行された2001年と比べてさらに時代が変わって、政治と市民の距離もまた変わったとを感じる。理由のひとつは小泉首相の登場である。ワイドショー政治が席卷し、政治家が積極的にメディアに出るようになった。またインターネットもさらに発展し、ホームページをただもつだけでなくメールマガジンやyoutubeに動画配信するなどしてPRに力を注ぎ始めた。そして議員インターンシップや未成年模擬選挙など政治関係のNPOが登場して、若い世代から政治について考える機会が増えた。ぜひこの続編を見たいものである。

西村高志 (会員)



長谷部尚子著

『14歳からの政治 日本の「これから」がわかる教科書』

(ゴマブックス・2006年・税込1,470円)

官房長官のお仕事(安倍晋三)／大臣のお仕事(小池百合子)／党首のお仕事(福島みずほ)／衆議院議員のお仕事(小沢鋭仁)／参議院議員のお仕事(世耕弘成)／委員会のお仕事(原口一博)／知恵のお仕事(松沢成文(神奈川県知事))／市長のお仕事(中田宏(横浜市))

中学生と政治。3年生の社会科(公民的分野)の授業で初めて政治について学習するが、それまでの学年にとって政治というのはまず分からない存在である。だからといって大人がどれだけ政治について子どもに教えることができるのか。

この本を書いた少女は、けっして親や親戚が政治家でもなければ、政治家を将来めざすわけでもない。ダンスに興味のあるごく普通の14歳の少女である。その少女の素朴な疑問に対して、安倍官房長官や小池環境相など当代きっての政治家が正面向いて話す姿はなかなか見られないだろうし、こうした本もこれまでなかった。政治に多少くわしい私たちでも灯台下暗しだと感じた。しかも大人が読んででも読み応えがある1冊。中高生に読んでほしいと思う。

西村高志 (会員)

発行が遅れたことをお詫びします。

2008年度通常総会報告

2008年度通常総会を4月26日（土）に東京ボランティア・市民活動センター（飯田橋）で行いました。

人員面と金銭面の厳しい制約のなかで一定の成果を上げることができたとの2007年度事業報告・収支決算を質疑応答の後に事業報告は全会一致、収支決算は賛成多数で承認しました。

18歳選挙権の実現にあわせた大幅な組織改編にむけた1年目と位置づけ、「2010年までの18歳選挙権」を確実にすることと政治教育推進組織設立準備の2点に事業を絞り込んで実施するとの2008年度事業計画案・収支予算案および役員案が提案され、いずれも質疑応答の後に事業計画案と役員案は全会一致、収支予算案は賛成多数で可決しました。

終了後の拡大理事会では具体的活動であるロビー活動、地方選挙権、政治教育推進組織、新刊本などについて発表と意見交換を行いました。



あなたの参加がRightsの活動を支えます

ニュース（季刊）送付やイベント参加費が免除・割引されるなど特典が豊富です。ぜひこの機会に会員として活動を支えてみませんか。

そのほかにも活動を充実するため寄付・イベント参加など皆様のご協力を歓迎します。下記で協力可能なことがあれば該当項目にチェックのうえFAX（03-3248-8208）かメール（info@rights.or.jp）でご返信ください。

会員になる 年会費の支払いで入会

郵便振替：00110-1-550395「ライツ」

銀行振込：三菱東京UFJ銀行武蔵境支店 普通1373149「特定非営利活動法人ライツ」

◆正会員 子ども・学生1,000円 大人3,000円 ※総会議決権有

◆賛助会員 1口10,000円 ※総会議決権無

<特典>ニュース「Rightsニュース」（季刊）送付、イベント参加費免除・割引

書籍を買う 『2010年 18歳選挙権が実現！』（下記参照）

寄付する 金銭のほか物品も歓迎（要相談）

一緒に活動する

イベント企画・運営、国会議員やメディアと意見交換、ニュースやチラシづくり、印刷・発送など

メールマガジンを読む 若者の政治参加に関するタイムリーな情報満載（月刊・無料）

応援団になる

新刊本（現代人文社刊）

08年9月末刊行へ

長らくお待たせしました。ブックレット『16歳選挙権の実現を！』の改訂構想から始まった新刊本は、国民投票法成立にともなう成人・選挙権・被選挙権年齢引き下げの論点や動向のみならず、国内外の政治教育の動きをまとめるなど内容もさらに充実しています。ご期待ください。

予価：1,500円